

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

鳥取県人事委員会規則第17号

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額の支給方法等に関する規則(昭和47年鳥取県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(短時間勤務職員の教職調整額の端数計算) 第3条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第1条の2に規定する短時間勤務職員について、 <u>条例第3条第1項の規定による教職調整額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の教職調整額とする。</u>	(短時間勤務職員の教職調整額の端数計算) 第3条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第4条の2に規定する短時間勤務職員について、 <u>条例第3条第1項の規定による教職調整額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の教職調整額とする。</u>

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。